

木造軸組外壁

EX-M-FL

セメントモルタル仕様

30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-2188-1 (4)
PC030BE-2188-1 (2)

標準施工指導書

[令和3年3月版]



YOSHINO
安全で快適な住空間を創る **吉野石膏**

BASF INOAC ポリウレタン株式会社

安全で確実に設計・施工をしていただくために

乾式耐火遮音壁を、集合住宅（マンション等）の戸境壁等として施工する場合は“特例基準「消防法施行令第29条の4」”に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および第500号通知内容を遵守する義務があります。その第500号通知には施工条件として、「施工管理体制が整備されている場合に限る」と明記されております。

「施工管理体制が整備されている場合に限る」とは、

- ① 乾式壁の施工方法—メーカーが作成した施工仕様書等により明確とされていること。
- ② 施工現場における指導・監督等—メーカーが実施する技術研修を修了した者が選任されていること。
- ③ 施工状況の確認等—自主検査による確認が行われ、かつその結果が保存されていること。

の要件が整っていることです。

「標準施工指導書」が①にあたるものとなります。

②につきましては、「耐火・遮音システムの施工管理」を徹底するため、《タイガー耐火遮音構造施工研究会》またはそれに準ずる組織で、現場施工を想定した実技研修などの技術研修を実施し、研修修了者には修了証<ライセンス>を授与する制度を確立しております。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としており、この考え方は戸境壁以外の外壁防火壁を施工する際にも必要であることから、この「標準施工指導書」の内容に従い確実に施工することとします。

その他

1. この「標準施工指導書」は、必ず施工前に注意深く読み、よく理解してください。
2. この「標準施工指導書」はこの施工全般にわたって、いつでも確認できるように保管してください。

目次

1. 総則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 周知徹底
- 1-3 施工
- 1-4 報告

2. 安全対策

3. タイガーボードの荷姿、運搬、保管

- 3-1 荷姿
- 3-2 運搬
- 3-3 保管
- 3-4 残材処理、清掃

4. 材料

- 4-1 主構成材料
- 4-2 副構成材料

5. 施工要領

- 5-1 標準施工手順
- 5-2 施工要領

6. 検査

- 6-1 自主検査
- 6-2 立合い検査

7. 認定書

防火構造

8. 水平断面図

① 総則

1-1 適用範囲

この標準施工指導書は、木造軸組外壁 EX-M-FL セメントモルタル仕様について適用する。

木造軸組外壁 EX-M-FL セメントモルタル仕様

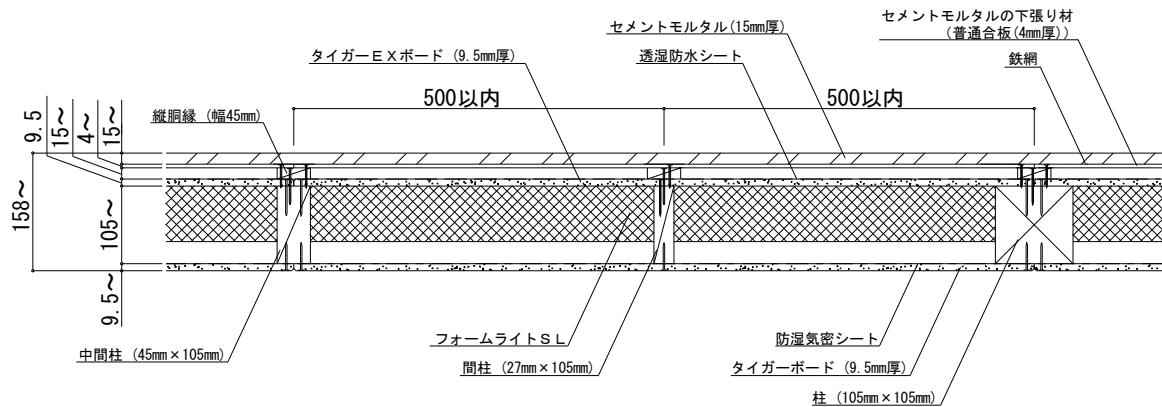
30分防火構造 国土交通大臣認定

PC030BE-2188-1 (4) (セメントモルタルの下張り材を張り付ける場合)

PC030BE-2188-1 (2) (セメントモルタルの下張り材を張り付けない場合)

水平断面図

【セメントモルタルの下張り材を張り付けた場合の認定仕様】



※本書の図面寸法値は、各部材の公称寸法を記載しております。

1-2 周知徹底

木造軸組外壁 EX-M-FL セメントモルタル仕様の施工に際しては、この標準施工指導書、吉野石膏 (株) の「タイガーEXボード9.5mm耐力壁【3仕様木造軸組構法】標準施工指導書、BASF INOAC ポリウレタン (株) の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」および日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書 (案)」などにて事前に説明会、その他の方法で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工

施工業者は、この標準施工指導書、吉野石膏 (株) の「タイガーEXボード9.5mm耐力壁【3仕様木造軸組構法】標準施工指導書、BASF INOAC ポリウレタン (株) の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」および日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書 (案)」などによって、正確、確実に施工しなければならない。この標準施工指導書、吉野石膏 (株) の「タイガーEXボード9.5mm耐力壁【3仕様木造軸組構法】標準施工指導書、BASF INOAC ポリウレタン (株) の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」および日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書 (案)」などに明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、吉野石膏 (株)、BASF INOAC ポリウレタン (株) と協議し、施工方法を検討する。

1-4 報告

施工業者は、工事が完了した時点で建設元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

② 安全対策

現場の作業は、安全を第一とし、各人が各々自覚した行動をとり、もし危険のある段取りや安全管理が徹底出来ない場合は、作業を中止してでも全員一体となって、安全管理を最優先し、最後まで無事故で工事を完了させることを基本とする。

《タイガーボードの注意》

*指定の用途以外にご使用の場合は性能を保証いたしかねます。

*タイガーEXボードなどを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸などを使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。

*在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。

*タイガーEXボードなどの廃材、梱包材および洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。

《フォームライトSL(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)の注意》

*施工の際、保護服・保護具を必ず着用してください。

*フォームライトSL施工中、施工後でも溶接・溶断などの火気は使用しないでください。

*詳細については、BASF INOAC ポリウレタン(株)の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」をご確認ください。

《セメントモルタルの注意》

*工具、保護具、保管方法、残材処理などは使用する日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書」などに従ってください。

③ タイガーボードの荷姿、運搬、保管

3-1 荷姿

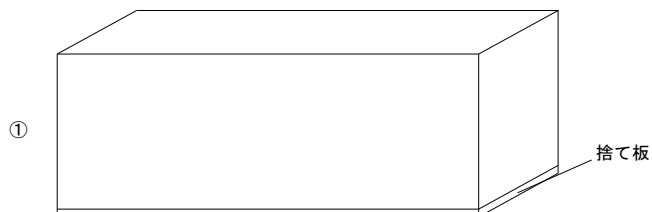
保管荷姿は、通常、タイガーEXボード(9.5mm)で80枚、タイガーボード(9.5mm)で160枚、タイガーボード(12.5mm)で120枚を1山としてある。

3-2 運搬

タイガーEXボードなどの搬入は、建設元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

3-3 保管

- (1) 荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
- (2) 傾斜面、墨出し部には置かない。
- (3) 凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーEXボードなどが濡れないように養生する。
- (4) タイガーEXボードなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーEXボードを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- (5) 2段積みなどを行う場合は、台木の位置を1段目と2段目でそろえること。
- (6) タイガーEXボードなどを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーEXボード、その他の残材は、あらかじめ決められている指定場所に毎日清掃し、集積しておく。

④ 材 料

4-1 主構成材料

4-1-1 屋外側被覆材

両面ボード用原紙張せっこう板

商品名：タイガーEXボード（以下EXボードと称する）

- (1) 規格 不燃NM-4127
- (2) 寸法
厚 さ 9.5mm
大きさ(標準) 910mm×3,030mm
- (3) 性能
比 重 1.0±0.1
含水率 3%以下

4-1-2 内装材

せっこうボード(GB-R)

商品名：タイガーハイクリンボード、タイガーボード（以下TBと称する）

- (1) 規格 準不燃QM-9828、JIS A 6901
不 燃NM-8619、JIS A 6901
- (2) 寸法
厚 さ 9.5, 12.5mm
大きさ(標準) 910mm×1,820, 2,420mm
- (3) 性能
比 重 0.65以上
含水率 3%以下

※当壁構造を省令準耐火構造とする場合は、12.5mm厚TBを使用してください。9.5mm厚TBは、省令準耐火構造に該当しません。

※12.5mm厚TBを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従ってください。

※9.5mm厚TBは、耐力面材に該当しません。

4-1-3 外装材

セメントモルタル

(1) 組成 (質量%)

普通ポルトランドセメント	43.0~56.0
無機質混和材	44.7~53.6
無機質軽量骨材	0.0~20.0
無機質骨材	8.8~33.8
無機混和剤	1.0~34.4
無機質少量混和剤	0.0~4.0
有機質混和材	1.2~10.0
有機質骨材	0.7~7.6
有機質少量混和剤	0.0~2.5
有機質繊維	0.0~0.5

(2) 寸法

厚 さ 15mm以上

(3) 性能

硬化体比重 0.9±0.1

補強材 (必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する)

耐アルカリ性グラスファイバーネット

(1) 寸法

厚 さ 0.3mm以上
メッシュ間隔 4×4mm~10×10mm

(2) 性能

重 量 80g/m²以上

4-1-4 外装材 (セメントモルタル) の下張り材

JAS規格に適合する普通合板厚さ4mm以上、構造用合板厚さ5.5mm以上など

4-1-5 柱

JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材

□-105mm以上×105mm以上

4-1-6 中間柱 (継手間柱)

JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材

□-45mm以上×105mm以上

4-1-7 間柱

JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材

□-27mm以上×105mm以上

4-1-8 断熱材

建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム

商品名：フォームライトSL

(1) 規格 J I S A 9 5 2 6

(2) 寸法

厚 さ 7 5 ~ 1 0 5 mm

(3) 性能

比 重 0 . 0 1 1 ~ 0 . 0 2 5

4-2 副構成材料

4-2-1 縦胴縁

JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など

外装材一般部 幅45mm以上×厚さ15mm以上

外装材出入隅部（下張り材（普通合板など）を張り付けない場合） 幅90mm以上×厚さ15mm以上

（樹種がベイツガまたはアカマツの場合は、厚さ15mm以上、スギまたはエゾマツの場合は、厚さ18mm以上）

※胴縁は縦胴縁限定となります。

4-2-2 補助胴縁（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

塩化ビニル樹脂など

寸法 10mm以上×9mm以上×厚さ1mm以上

JAS規格に適合する針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材など

寸法 10mm以上×9mm以上

4-2-3 鉄網

J I S A 5 5 0 5 に規定する「メタルラス（防錆処理品）」単位面積重量500g/m²以上または防水紙付鉄網防錆処理品単位面積重量700g/m²以上

4-2-4 筋かい（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

木材または鋼材など

※当防火認定では筋かいは認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、上記のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

4-2-5 透湿防水シート

J I S A 6 1 1 1 に規定する「透湿防水シート」など（防水紙付鉄網防錆処理品も使用可能）

4-2-6 防湿気密シート

J I S A 6 9 3 0 に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など厚さ0.2mm以内、単位面積重量190g/m²以下のもの。

4-2-7 釘・タッピンねじ・ステーブルなど

- (1) EXボードの留め付け用釘 NZ50 ($\phi 2.75\text{mm} \times 50\text{mm}$)
- (2) TBの留め付け用タッピンねじ・釘：鋼製またはステンレス製
9.5, 12.5mm厚TBの留め付け用タッピンねじ $\phi 3.5\text{mm}$ 以上 $\times 32\text{mm}$ 以上
釘 GN40 ($\phi 2.34\text{mm} \times 38\text{mm}$)以上
- ※ 9.5mm厚TBは、耐力面材に該当しません。
※ 12.5mm厚TBを耐力壁として使用する場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従って
ください。
- (3) 縦胴縁の留め付け用タッピンねじ・釘 タッピンねじ $\phi 3.8\text{mm}$ 以上 $\times 50\text{mm}$ 以上
釘 NZ50 ($\phi 2.75\text{mm}$ 以上 $\times 50\text{mm}$)以上
- (4) セメントモルタルの下張り材の留め付け用タッピンねじ・釘
タッピンねじ $\phi 2.5\text{mm}$ 以上 $\times 25\text{mm}$ 以上
釘 NZ32 ($\phi 1.9\text{mm} \times 32\text{mm}$)以上
- (5) ステーブル：鋼製
EXボードへの透湿防水シートの留め付け用ステーブル 幅12mm以上 \times 長さ6mm
防湿気密シートの留め付け用ステーブル 幅12mm以上 \times 長さ6mm以上
鉄網固定用ステーブル 幅7mm以上 \times 長さ16mm以上

4-2-8 内装材継目部の処理材（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のものを使用する）

- (1) ジョイントコンパウンド（パテ）
JIS A 6914に適合するもの。
「タイガーUライト」、「タイガーFライト」、「タイガーSPライト」、「タイガーライト」、「タイガーVシールパテ」、「タイガーGLパテ」、「タイガーUPパテ」、「タイガーFトップパテ」、「タイガーSPパテ」、「タイガーパテ」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など
- (2) ジョイントテープ
「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

⑤ 施工要領

5-1 標準施工手順

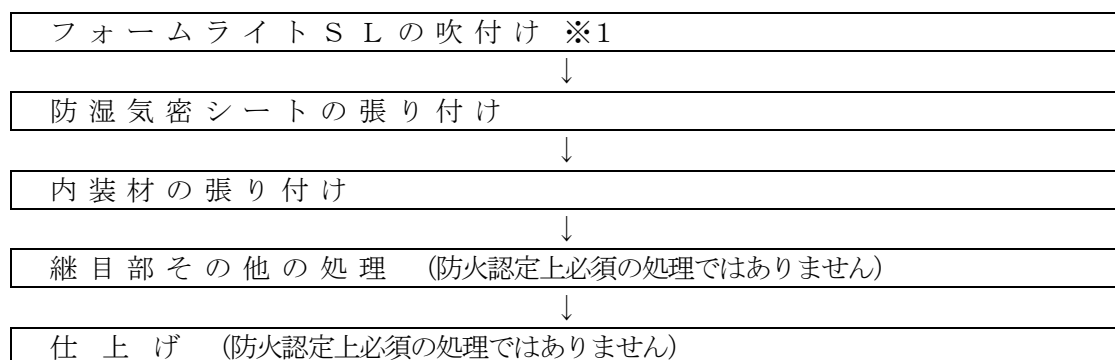
5-1-1 屋外側



※ 下地組は、吉野石膏 (株) の「タイガーEXボード9.5mm耐力壁【3仕様木造軸組構法】標準施工指導書」に従ってください。

※1 日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書 (案)」などに従ってください。

5-1-2 屋内側

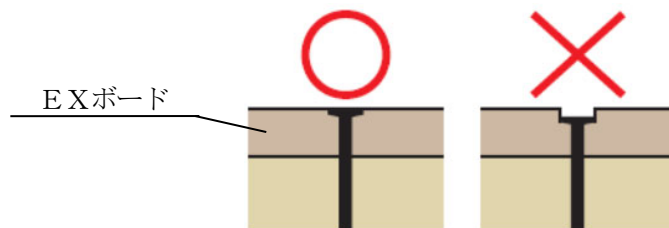


※1 BASF INOAC ポリウレタン (株) の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」に従ってください。

5-2 施工要領

5-2-1 EXボードの張り付け

- (1) 耐力壁にする場合、「タイガーEXボード9.5mm耐力壁【3仕様木造軸組構法】」標準施工指導書に基づいて張り付ける。
- (2) 壁倍率を必要としない場合、釘(NZ50)の間隔は、76~333mmとする。
※釘頭がEXボード表面と面一になるように、自動釘打ち機のエア圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエア圧を調整してください。



<釘めり込み概略図>

※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がEXボード表面と面一になるように留め付けてください。

※EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

5-2-2 屋外側土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたEXボードに取り付ける。

5-2-3 屋外側透湿防水シートの張り付け

- (1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。
- (2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、EXボードにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以内、横方向では455mm以内、その他の部位は、たるみ、シワとならないように500mm以内で留め付ける。
- (3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90mm以上、横方向では150mm以上とする。横方向の重ね代は、EXボードの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。
※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

5-2-4 屋外側縦胴縁の取り付け

- (1) 胴縁は、縦胴縁とし、幅45mm以上を用いる。出入隅部は屋外側外装材の下張り材を張り付けない場合は幅90mm以上を用いる。
- (2) 縦胴縁は、柱、間柱および中間柱の位置に釘などで500mm以内の間隔で留め付ける。

5-2-5 屋外側補助胴縁の取り付け (必要に応じて取り付ける場合に限る)

- (1) 補助胴縁を、両面テープまたは接着剤を用いて、縦胴縁の間に取り付ける。

5-2-6 屋外側外装材の下張り材の張り付け (必要に応じて張り付ける場合に限る)

- (1) 屋外側外装材の下張り材を釘などで200mm以内の間隔で縦胴縁に留め付ける。

5-2-7 鉄網の張り付け

- (1) 鉄網は横張りまたは縦張りとし、千鳥に配置する。
- (2) 鉄網は継目部の重ね代は30mm以上とし、鉄網の浮き上がり、たるみのないようにステープルで外装材の下張り材または縦胴縁に水平方向500mm以内、鉛直方向150mm以内の間隔で留め付ける。

5-2-8 屋外側セメントモルタルの塗り付け

- (1) 標準加水量で混練したセメントモルタルを鉄網によくからまるようにコテ圧をかけて、鉄網が隠れる塗り厚で塗り付ける。
- (2) 下塗り後、下塗りとの総厚が15mm以上となるように上塗りをする。上塗りは、コテ圧をかけて、下塗りとはよく密着させる。
- (3) 必要に応じて、上塗り後、直ちに耐アルカリ性グラスファイバーネットを伏せ込み、ネットの浮きがなくなるようにコテでなじませる。
- (4) セメントモルタル上塗り後、適切な養生期間をとる。

※セメントモルタル施工後の養生期間は、日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書(案)」などに記載の養生期間をとり、養生時に凍結しないようにしてください。

5-2-9 屋外側仕上げ(必要に応じて処理する場合に限る)

ペイント、吹付けなどで仕上げる。

5-2-10 屋内側フォームライトSLの吹付け

- (1) 屋外側のEXボードを施工後、中空部にフォームライトSLを所定の厚さに吹付ける。
 - (2) フォームライトSLは、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように吹付ける。
- ※吹付けた断熱材は、所定の厚さがあることを確認してください。

5-2-11 防湿気密シートの張り付け

- (1) 防湿気密シートは、横張りとする。
- (2) 防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、シートの継目部および上下端部では200~300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように1,000mm以内で留め付ける。
- (3) 防湿気密シートの継目部の重ね代は、100mm以上とする。

5-2-12 屋内側TBの張り付け

- (1) TBは、縦張りとする。
 - (2) TBは、柱、間柱、中間柱などにタッピンねじなどで留め付ける。TBのタッピンねじの間隔は、周辺部150mm以内、中間部200mm以内とする。ただし、TBの周辺部は必ず間柱以外の柱、中間柱などに留め付ける。
 - (3) ねじ頭は、TBの表面より軽く凹ませる。
 - (4) TBの目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。
- ※12.5mm厚TBを耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従ってください。
- ※12.5mm厚TBを用いて省令準耐火構造とする場合は、住宅金融支援機構編著の「木造住宅工事仕様書」に従ってください。

5-2-13 TBなどの継目部などの処理（必要に応じて処理する場合に限る）

TBなどの継目部などは、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（パテ）「タイガーUライト」、「タイガーFライト」、「タイガーSPライト」、「タイガーライト」、「タイガーVシールパテ」、「タイガーGLパテ」、「タイガーUPパテ」、「タイガーFトップパテ」、「タイガーSPパテ」、「タイガーパテ」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

5-2-14 屋内側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

5-2-15 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「標準施工指導書」は、必ず施工前に注意深く読み、よく理解してください。
- (2) この「標準施工指導書」は、この施工全般にわたって、いつでも確認できるように保管してください。
- (3) この「標準施工指導書」は、認定書の中から推奨する材料を明記してあります。この「標準施工指導書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号PC030BE-2188-1(4)、PC030BE-2188-1(2)の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (4) EXボードを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付けピッチ、その他条件は、認定番号FRM-0534-1、FRM-0594、FRM-0599の耐力壁認定書に従ってください。ただし、当防火認定上、屋外側EXボードの横目地部に受材（胴つなぎ）を設けることができませんので、EXボードを用いて屋外側の耐力壁とする場合は、横目地を設けない1枚張りとしてください。
- (5) 12.5mm厚TBを用いて屋内側の耐力壁とする場合には、耐力壁の告示または耐力壁の大臣認定に従ってください。ただし、当防火認定上、屋内側TBの横目地部に受材（胴つなぎ）を設けることができませんので、TBを用いて屋内側の耐力壁とする場合は、横目地を設けない1枚張りとしてください。
- (6) 9.5mm厚TBは、耐力面材に該当しません。
- (7) 当壁構造を省令準耐火構造とする場合は、12.5mm厚TBを使用してください。9.5mm厚TBは、省令準耐火構造に該当しません。
- (8) EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (9) EXボードの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (10) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (11) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所（EXボード、透湿防水シート、縦胴縁、セメントモルタルの下張り材など）が十分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (12) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (13) 防蟻および防腐処理された縦胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかにセメントモルタルの下張り材およびセメントモルタルを施工するかシートなどで養生をしてください。
- (14) 防湿気密シートは防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から室内側に防湿層が必要です。室内側に防湿気密シートを必ず使用してください。
- (15) 筋かいが防火認定上必須ではなく、仕様の規定もありません。よって、その種類は自由に選択できると考えておりますが、<4-2-4 筋かい>に記載のものも含めてあらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。
- (16) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

⑥ 検査

6-1 自主検査

6-1-1 屋外側

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
EXボードの張り付け	目地	すき間	スケールなど	すき間がないこと	チェック検査
	釘	種類	箱の表示など	NZ50	
		間隔	スケールなど	(耐力壁とする場合) 耐力壁の認定仕様に従っていること (耐力壁としない場合) 76~333mm	
透湿防水シートの張り付け	透湿防水シート	重量	秤 など	防水紙付鉄網防錆処理品の透湿防水シートと合わせた重量860g/m ² 以下	
	継目	重ね代	スケールなど	縦方向90mm以上 横方向150mm以上	
	ステーブル	サイズ	スケールなど	幅12mm以上、長さ6mm	
		間隔	スケールなど	縦方向 300mm以内 横方向 455mm以内	
状態	しわ・たるみ	目視	しわ・たるみがないこと		
縦胴縁の取り付け	胴縁	厚さ	スケールなど	15mm以上	
		幅	スケールなど	45mm以上	
	タッピンねじ	胴径部	箱の表示など	3.8mm以上	
		長さ	スケールなど	50mm以上	
		間隔	スケールなど	500mm以内	
	釘	種類	箱の表示など	N50以上	
間隔		スケールなど	500mm以内		
鉄網の取り付け	鉄網	重量	秤 など	メタルラス 500g/m ² 以上 または 防水紙付鉄網防錆処理品 700g/m ² 以上	
	継目	重ね代	スケールなど	30mm以上	
	ステーブル	サイズ	スケールなど	幅7mm以上、長さ16mm以上	
		間隔	スケールなど	水平方向500mm以内 鉛直方向150mm以内	
状態	浮き上がり・たるみ	目視	浮き上がり・たるみがないこと		
セメントモルタルの塗り付け	種類	組成など	証明書など	認定の範囲内であること	
	セメントモルタル	塗り厚	スケールなど	15mm以上	

6-1-2 屋内側

工程	項目	要点	方法	基準	管理方式
フォームライトSLの吹付け	吹付け	すき間	目視	すき間がないこと	チェック検査
		厚さ	スケールなど	75~105mm	
防湿気密シートの張り付け	防湿気密シート	厚さ	スケールなど	0.2mm以内	
	継目	重ね代	スケールなど	100mm以上	
	ステーブル	サイズ	スケールなど	幅12mm以上、長さ6mm以上	
		間隔	スケールなど	200~300mm	
状態	しわ・たるみ	目視	しわ・たるみがないこと		
TBの張り付け	突き付け	目違い	スケールなど	2.0mm以内	
	目地	すき間	スケールなど	すき間がないこと	
	タッピンねじ	胴部径	箱の表示など	径3.5mm以上	
		長さ	スケールなど	32mm以上	
		間隔	スケールなど	周辺部150mm以内 中間部200mm以内	
	釘	種類	箱の表示など	GN40以上	
間隔		スケールなど	周辺部150mm以内 中間部200mm以内		

6-2 立合い検査

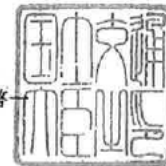
立合い検査は、建設元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

認定書

国住指第 2633 号
平成 30 年 11 月 30 日

BASF INOAC ポリウレタン株式会社
代表取締役社長 井上 雅之 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-2188-1(4)
2. 認定をした構造方法等の名称
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム充填/セメントモルタル塗・構造用面材 [木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板]・下張材 [木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板] 表張/せっこうボード裏張/木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

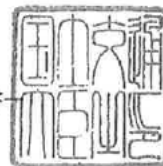
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住指第2631号
平成30年11月30日

BASF INOAC ポリウレタン株式会社
代表取締役社長 井上 雅之 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓



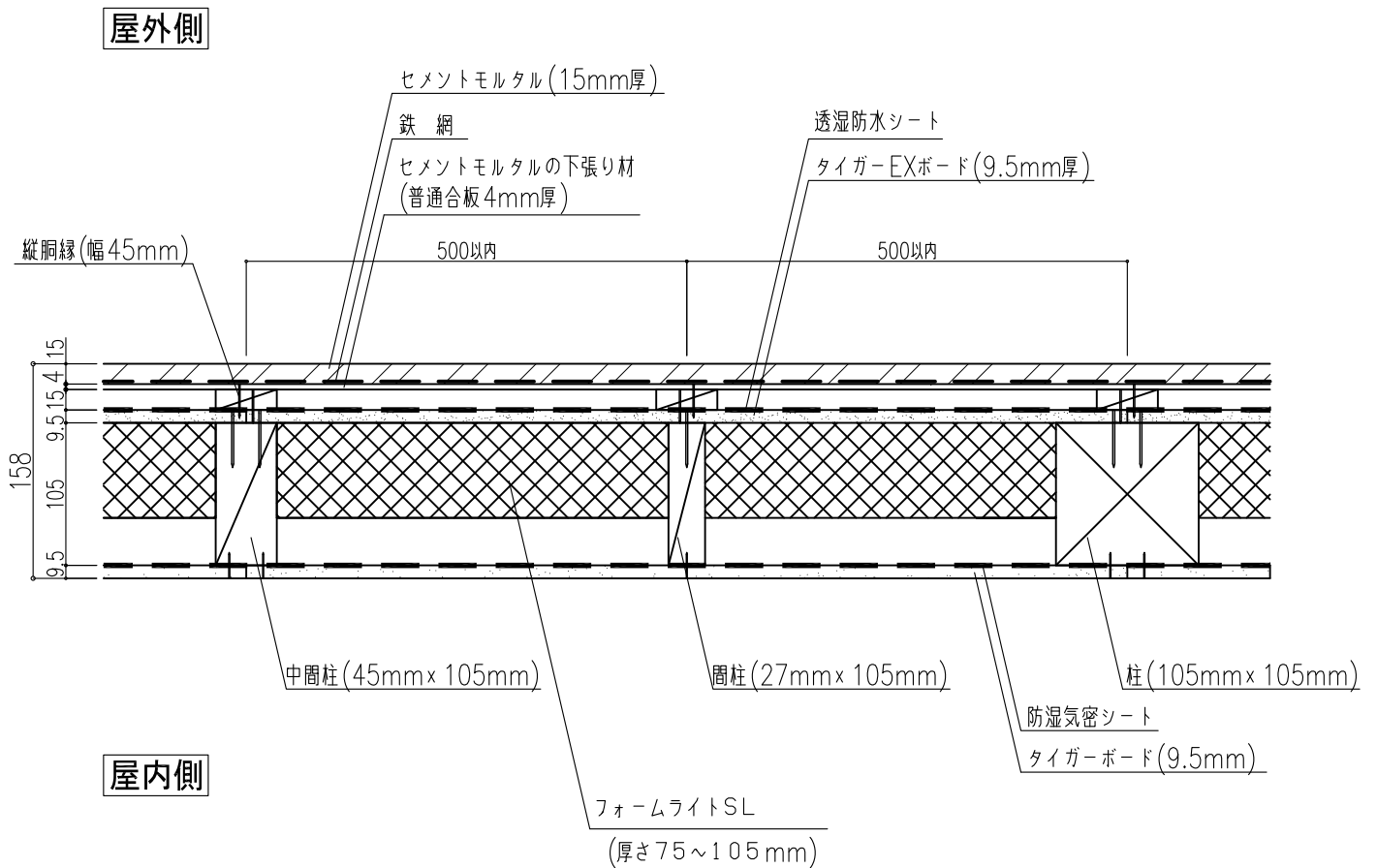
下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-2188-1(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム充てん/セメントモルタル塗・構造用面材〔木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板〕表張/せっこうボード裏張/木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

水平断面図



※胴縁は縦胴縁限定となります。

※セメントモルタルの下張り材なしの工法も施工が可能です。